

(名 称)

第1条 本会は「日本風景街道 熊野」推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 紀南地域の魅力を「みち」でつなぎ、更には面的な広がりのある地域住民の協働の取り組みを一層推進するために、国土交通省の施策である「日本風景街道」の取り組みとも連携を図り、紀南地方の固有の資産と道の機能を活用しつつ、地域が主体となって楽しくまた息の長い取り組みを通じ「訪れる人」と「迎える人」との交流による「美しいみちづくり」と「地域づくり」を推進することを目的に、本会を設置する。

(組 織)

第3条 「協議会」は「推進会議」、「地域運営会議」、「各種委員会」及び「行政連絡会議」をもって構成する。

2. 「協議会」の会長は、「推進会議」の会長が務めるものとする。

3. 「推進会議」の委員構成

- ① 委員は、「地域運営会議」の代表者、「日本風景街道 熊野」に関わる各種委員会の代表者、学識経験者、有識者、近畿地方整備局紀南河川国道事務所及び和歌山県により構成するものとし、委員は「別表-1」のとおりとする。
- ② 会長は、「推進会議」構成員の互選により選出する。
- ③ 副会長は、会長が任命する。
- ④ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは副会長がその職務を代行する。
- ⑤ 会長は、必要により委員以外の者を出席させることができる。
- ⑥ 委員の任期は、原則1年とし再任を妨げない。

4. 「地域運営会議」の委員構成

- ① 「地域運営会議」は各市町村単位及び県下広域に活動範囲をおく団体で構成する会議に設置する。ただし、活動過程において統合並びに分割を行った方が、効率的かつ効果的と判断される場合は、「推進会議」の承認を得て分割を行うことができるものとする。
- ② 委員は「協議会」が行う活動団体募集に応募し、参加が認められた団体の代表者により構成する。
- ③ 委員長は、「地域運営会議」構成員の互選により選出する。
- ④ 副委員長は、委員長が任命する。
- ⑤ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代行する。
- ⑥ 委員長は、必要により委員以外の者を出席させることができる。

5. 「行政連絡会議」の委員構成

委員は、近畿地方整備局紀南河川国道事務所、和歌山県及び「協議会」の活動団体として登録された団体が活動を行う地域となる市町村により構成する。

6. 「各種委員会」の委員構成

- ①「各種委員会」は、「日本風景街道 熊野」に関わる活動を行うものに設置する。
- ②委員は、その活動に参加する団体及び行政より構成する。

(「推進会議」の役割)

第4条 「推進会議」は次に掲げる活動を主として行うものとする。

- ①「日本風景街道 熊野」推進のための企画・立案等の基本方針の策定に関すること。
- ②「地域運営会議」活動計画の推進等に関する必要な提言・助言等に関すること。
- ③「協議会」が募集する活動団体の参加及び退会に関すること。
- ④ その他、会長が必要と認めた事項に関すること。

(地域運営会議)の役割)

第5条 「地域運営会議」は、次に掲げる活動を主として行うものとする。

- ① 各「地域運営会議」を構成する各団体との連携並びに情報の共有化に関すること。
- ② 「協議会」で定めた取り組みテーマに基づく活動に関すること。
- ③ 活動状況の情報発信に関すること。
- ④ 各「地域運営会議」は、取り組みの推進を図るうえで必要とするアドバイザー等の支援並びに助言等を「推進

会議」事務局へ要請できるものとする。

⑤ 各「地域運営会議」は、毎年、活動計画の推進状況等について「推進会議」へ報告するものとする。

(「行政連絡会議」の役割)

第6条 「行政連絡会議」は、次に掲げる活動を主として行うものとする。

- ① 各「地域運営会議」間の意見交換や他地域の取り組み団体との交流会等の企画立案等、「地域運営会議」活動促進に関すること。
- ② 各「地域運営会議」からの意見・立案等に関する検討・行政間の調整及び実施に関すること。
- ③ 各「地域運営会議」の活動状況等の広報に関すること。

(「各種委員会」の役割)

第7条 「各種委員会」は、地域運営会議とは別に、各地域の連携を図るために横断的に活動を行うものとする。

(組織運営)

第8条 「協議会」組織を構成する「推進会議」及び「地域運営会議」は、各構成組織の会長または委員長が必要に応じ委員を招集し開催するものとする。

2. 「行政連絡会議」は、「行政連絡会議」の事務局が必要に応じ委員を招集し開催するものとする。

(活動団体の新規参加・退会)

第9条 「協議会」設立主旨に同意し、新たに活動団体として参加を希望する団体は、「協議会」事務局に申し出を行い、「協議会」会長及び副会長、各「地域運営会議」委員長及び「行政連絡会議」各市町村担当者の承認を得ることによって新規参加することができる。

2. 参加団体として登録された団体がやむなく活動を継続できないと判断した場合は、「推進会議」に退会の申し出を行い、「推進会議」会長及び副会長、各「地域運営会議」委員長及び「行政連絡会議」各市町村担当者の承認を得ることによって退会することができる。

3. 「協議会」が募集する活動団体として参加した団体が「協議会」組織の活動団体としてふさわしくないと判断される行為や長期に渡って活動が停止される場合等においては、「推進会議」の審議により退会させることができるものとする。

(事務局)

第10条 「推進会議」の事務局は、近畿地方整備局紀南河川国道事務所及び和歌山県県土整備部道路局道路政策課に置く。

2. 「地域運営会議」の事務局は、各「地域運営会議」が別に定めるものとする。

3. 「行政連絡会議」の事務局は、近畿地方整備局紀南河川国道事務所及び和歌山県県土整備部道路局道路政策課に置く。

4. 「推進会議」の事務局は、「協議会」の事務局を兼ねる。

(「推進会議」事務局の役割)

第11条 「協議会」を組織する「推進会議」、「地域運営会議」及び「行政連絡会議」の運営に関すること。

2. 各「地域運営会議」の活動に必要な情報並びに資料の提供に関すること。

3. 各「地域運営会議」からの要請に基づき、必要な支援並びに助言及びアドバイザー等の派遣に関すること。

(雑 則)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は「推進会議」で定めるものとする。

2. この会則の定めに改訂の必要が生じた場合は、「推進会議」に諮り改正することができるものとする。

附 則

平成18年 3月20日 施行

平成18年10月15日 改訂